

都市計画マスタープランについて

令和 7 年度第 3 回 都市計画審議会

目次

資料 1. 都市計画マスタープラン（素案）について

資料 2. 防災指針の検討（立地適正化計画）

資料 3. 評価指標の検討（立地適正化計画）

- (1) 都市計画マスタープランの概要
- (2) 北広島町の現状と課題
- (3) 計画の基本理念
- (4) 分野別のまちづくりの方針
- (5) 地域別構想
- (6) 都市計画マスタープランの実現に向けて

(1) 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランとは・・・

おおよそ20年後の『都市の将来像』と将来像の実現に向けた『都市計画の指針』を示すものです。

都市計画とは・・・

都市とは、人々が住み、働き、憩い、そしてふれあう場所。その都市の、

土地利用 (土地の使い方)

住宅地、商業地、工業地など、それぞれの地域のおおむねの土地の使い方を定めるものです。また、その土地に応じた環境が確保できるよう、建物の建て方のルールを定めます。

都市施設 (都市を支える施設)

都市に必要な骨格となる道路、公園、下水道などの施設を『都市施設』といいます。これらの規模や配置などを定めます。

市街地開発事業 (開発・再開発)

新しいまちを作ったり、古くなったまちを作り直すために、まち全体の中でその地区の役割などを考えて、ある区域で計画的に市街地の整備を行うものです。

これらに関して定める計画を『都市計画』といいます。

具体的には・・・

交通・景観・自然環境・福祉・防災まちづくりなどの計画があります。

(1) 都市計画マスタープランの概要

【都市計画】の3つの役割

まちの将来像を示す

計画的な土地利用への
規制と誘導

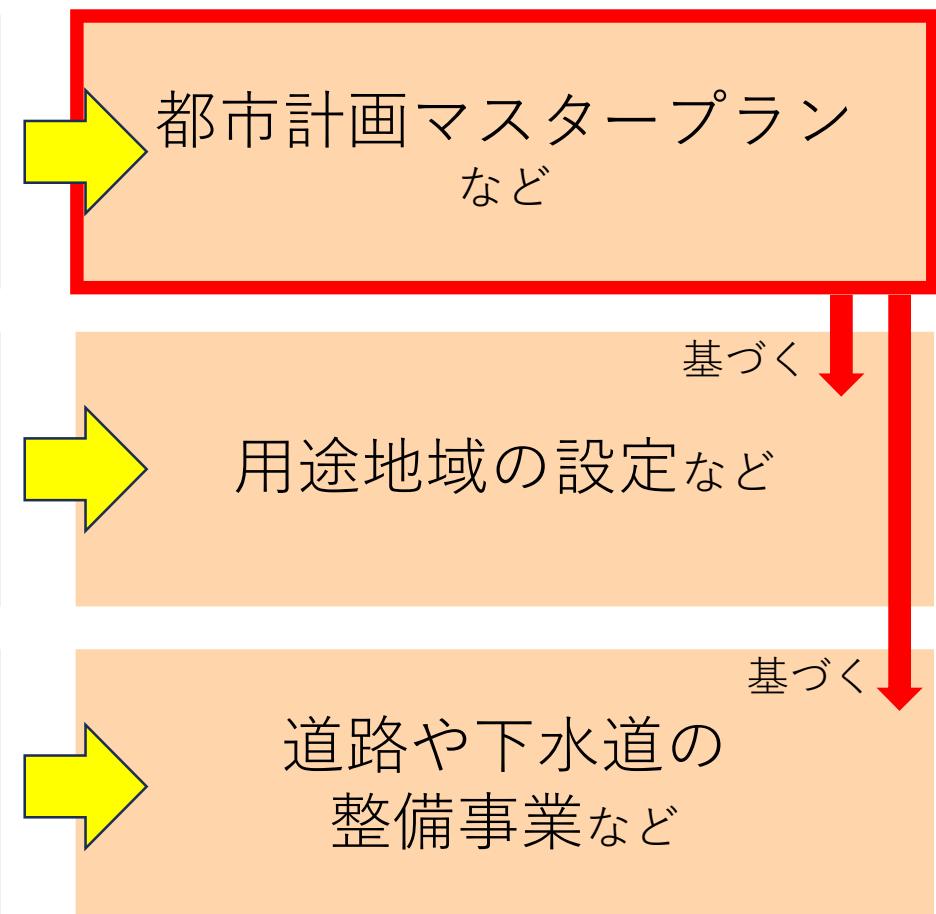
快適な都市生活・都市
活動のための基盤整備

具体的な取組

都市計画マスタープラン
など

用途地域の設定など

道路や下水道の
整備事業など



(1) 都市計画マスタープランの概要

主にハード面（施設・設備）に着目し、都市及び地域の望ましい都市像を明らかにし、都市計画として実現していくための方針を長期的な視点に立ってまとめたものが「都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」、いわゆる「都市計画マスタープラン」です。

また、都市計画道路や公園などハード面の整備計画や、用途地域や地区計画などの規制・誘導の手法に加え、実現に向けた住民参加の方向性などを描くものであり、住民と行政との協働のまちづくりを誘導していくための羅針盤としての役割を示すものです。

都市マスタープランの目的と役割とは  つまり・・・

- 人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定める。
- 住民と行政がそれらを共有しながらまちづくりを実現していくことを目的としており、計画的なまちづくりを進めるための道しるべとなる。

- 町が作成する計画で、都市計画における基本的な方針を定めるもの。
- 長期的な視点で、街の将来像を明らかにし、まちづくりを進めていくためのガイドラインとなるもの。

(1) 都市計画マスタープランの概要

計画の対象区域

- 都市計画マスタープランは本来都市計画区域を対象とする計画ですが、地域ごとの特色・強みを活かしつつ、町全体の一体的なまちづくりを進めるため、**北広島町全域**を対象とします。



(1) 都市計画マスターplanの概要

計画の主なねらい

1. 本町が目指すべき将来のまちの姿を設定する

将来にわたって持続的なまちづくりを実現するため、目指すべき将来のまちの姿を設定します。

2. まちづくりの方向性を示す

将来のまちの姿を実現するため、実施すべきまちづくりの方向性を示します。

3. 関連部局と連携した総合的・一体的なまちづくりを行う

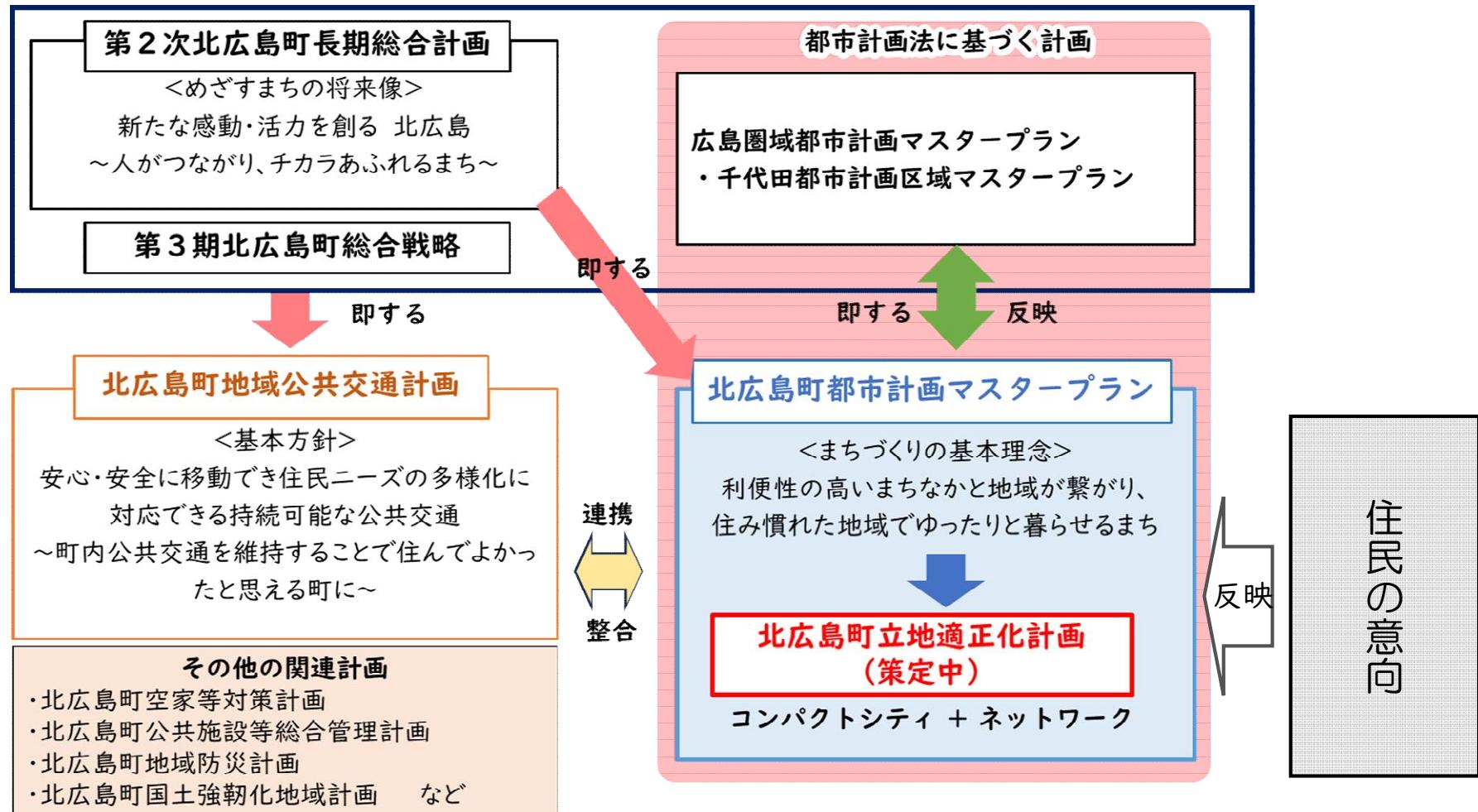
都市計画だけでなく、交通や産業、福祉等の関連部局と連携することで、総合的かつ一体的なまちづくりを行います。

4. 地域住民のまちづくりへの参加をしやすくする

地域住民と将来のまちの姿やまちづくりの方向性を共有することができ、住民の意見やアイデアを反映しやすい環境が整うため、まちづくりへの参加を促すことができます。

(1) 都市計画マスターplanの概要

上位計画である広島県が定める広島圏域都市計画マスターplanや北広島町長期総合計画、北広島町総合戦略などに即し、住民の意向を反映して作成します。



(1) 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全町的な視点でのまちづくりの方針を定める“全体構想”と地域の特色を生かしたまちづくりの方針を定める“地域別構想”で構成します。

全体構想

– 全町的な視点でのまちづくりの方針 –
基本理念、基本目標、将来の都市構造、分野別の方針 など

地域別構想

– 地域の特色を生かしたまちづくりの方針 –
各地域の将来像、各地域で実施する施策の方向性 など

(1) 都市計画マスターplanの概要

庁内ヒアリングから整理した現行計画の評価

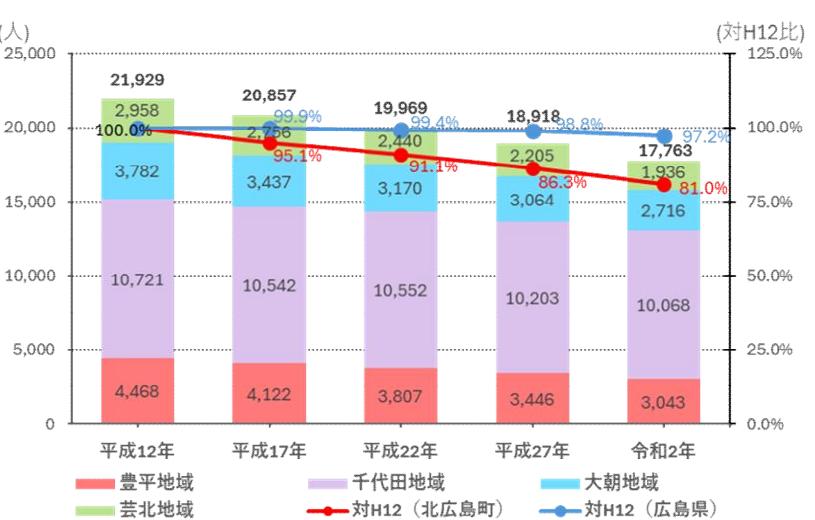
分野	主な成果	積み残された課題・新たな課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none">地域特性に応じた土地利用や生活環境の保全により、土地の有効活用や良好な生活環境の形成、住宅の誘導を図った。	<ul style="list-style-type: none">老朽化した空き家の増加による生活環境の悪化が懸念。拠点周辺へのさらなる都市機能の集約・誘導や、分譲可能な工業団地の整備が求められている。
施設整備	<ul style="list-style-type: none">道路網の維持管理や乗り継ぎ拠点の多機能化、生活道路の維持・整備を推進。上水道事業の広域連携（県企業団）に参画。下水道の全体計画見直しや区域外での浄化槽設置を推進。学校給食センターを統合し、安全な給食提供体制を構築。	<ul style="list-style-type: none">長期未着手の都市計画道路への対応。免許返納者等の移動手段の確保。公園、学校、ごみ処理施設、し尿処理施設等の老朽化が進んでおり、更新や長寿命化、広域連携での建替え検討が必要。
環境・景観	<ul style="list-style-type: none">本町の大部分を占める山林や里山、田畠等は積極的な保全と観光資源としての活用2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再エネ・省エネ設備の導入を促進。景観形成事業や不要看板整理事業等により、美しい地域景観の維持・保全を推進。	<ul style="list-style-type: none">無秩序な太陽光発電施設の設置と管理上のトラブルが発生しており、開発や景観に関する対策が求められている。田園文化情緒の醸成に向け、引き続き良好な景観保全の推進が必要。
観光 まちづくり	<ul style="list-style-type: none">道の駅を繋ぐ道路整備の促進や近隣市町との連携による周遊拡大、SNS等を活用した情報発信により、来訪機会の創出を図った。	<ul style="list-style-type: none">主要な観光資源である町内スキー場について、施設管理者と連携し、より積極的な活用が必要である。
都市防災	<ul style="list-style-type: none">河川氾濫や土砂災害の発生防止に向けたハード整備と、自主防災組織等のソフト対策により防災まちづくりを推進してきた。	<ul style="list-style-type: none">引き続き、避難場所の適正配置や耐震化、道路ネットワークの整備によるリダンダンシーの確保など、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

(2) 北広島町の現状と課題と課題

1. 北広島町の現状

(1) 人口

- 人口は今後も減少傾向で、令和32年には6千人減（令和2年比）と見込まれます。
- 高齢化率は上昇傾向にあり、令和32年には45.8%となる見込みです。



(2) 北広島町の現状と課題

(2) 産業構造

- 産業別総生産額割合は第2次産業が6割以上を占めています。また、第1次産業の広島県の産業別総生産額に占める本町の割合は高くなっています。本町は県内でも第1次産業、第2次産業が盛んです。

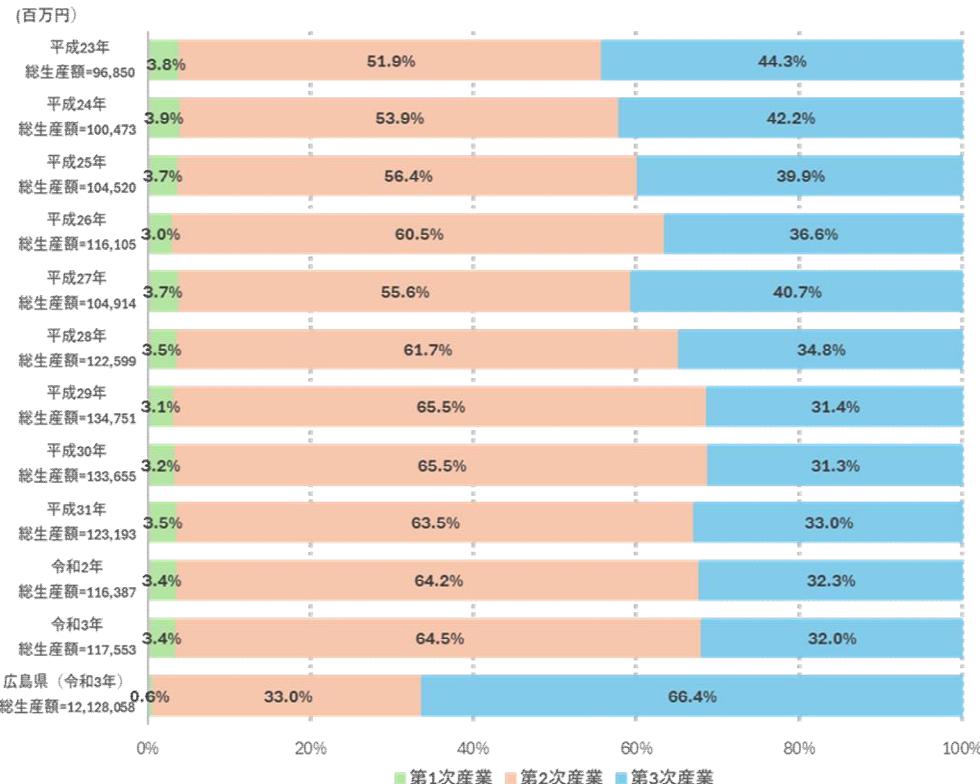


図 産業別の総生産額割合の推移

表 産業別県内総生産額に占める北広島町の割合
(百万円)

	総生産額	第1次産業	第2次産業	第3次産業
北広島町	117,553	4,055	76,307	37,898
広島県	12,128,058	67,443	3,999,224	8,054,502
対県比	0.97%	6.01%	1.91%	0.47%

出典：令和3年度広島県市町民経済計算結果

※総生産額は輸入品に課される税・関税（控除）総資産形成に係る消費税を含むため、第1次・2次・3次産業の合計は総生産額と一致しない場合があります。

(2) 北広島町の現状と課題

(3) 都市基盤・交通

- 本町は広域交通ネットワークが張り巡らされている交通の要衝となっています。
- 北広島町では高速バス、町内路線バス、広域幹線バスのほか、ホープタクシーが運行しており、年利用者数は21万人程度（令和5年度）です。

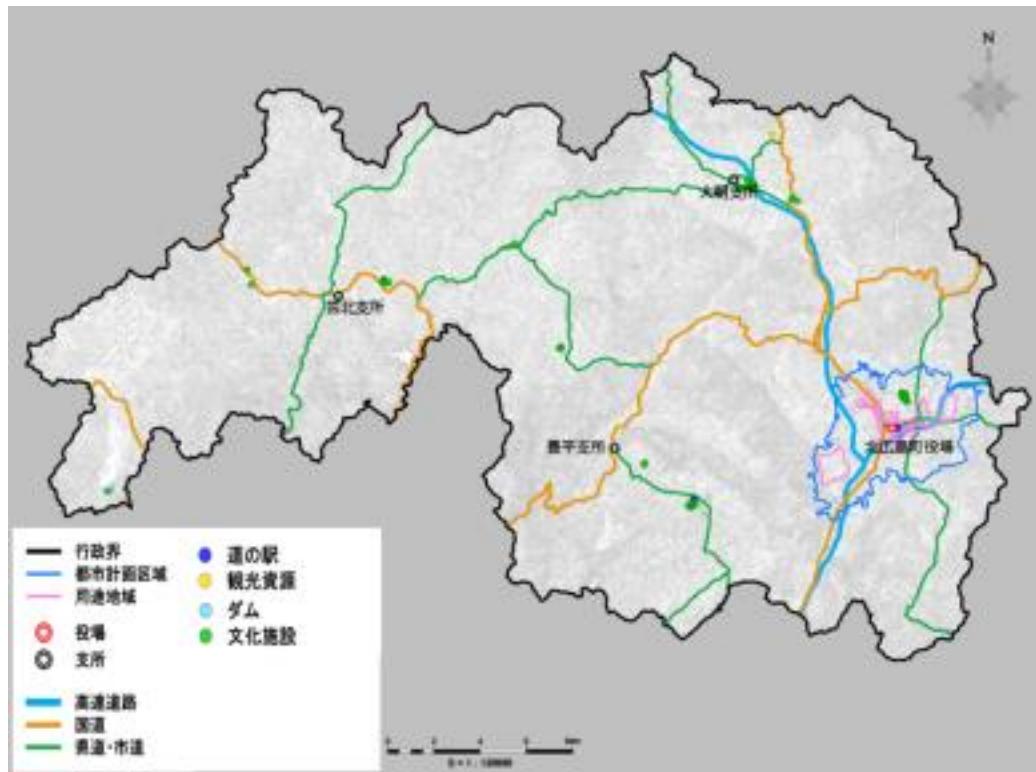


図 主要な道路網

出典：国土数値情報

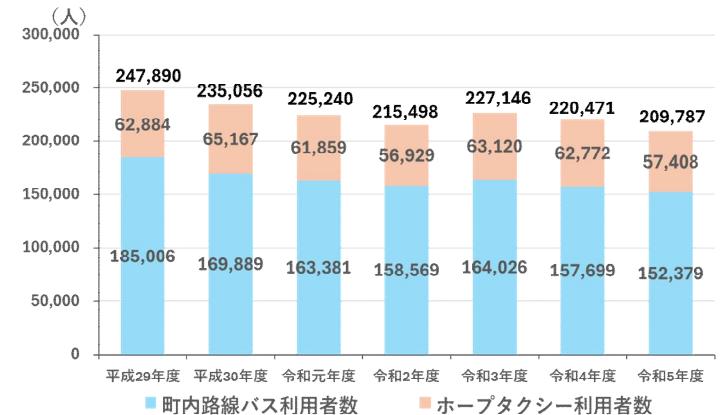


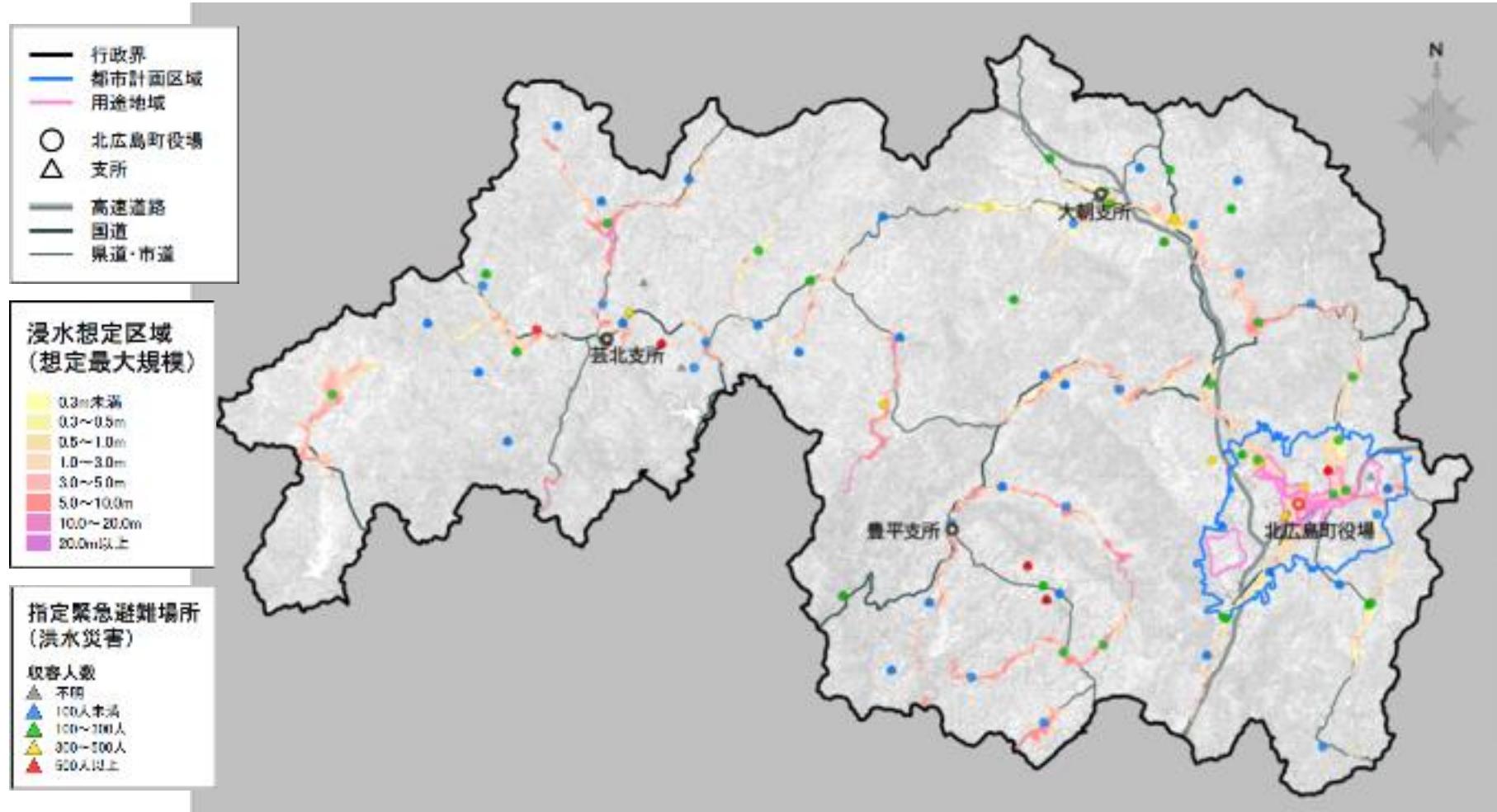
図 町内路線バス・ホープタクシーの利用者数

出典：北広島町地域公共交通計画
令和5年6月、庁内資料

(2) 北広島町の現状と課題

(4) 災害

- 北広島町では、洪水、土砂災害、ため池浸水等の災害リスクが想定されています。



(2) 北広島町の現状と課題

2. 住民意向調査

(1) 調査目的

住民の生活実態や生活環境等に対する満足度、今後の期待・意向等を把握するために実施しました。

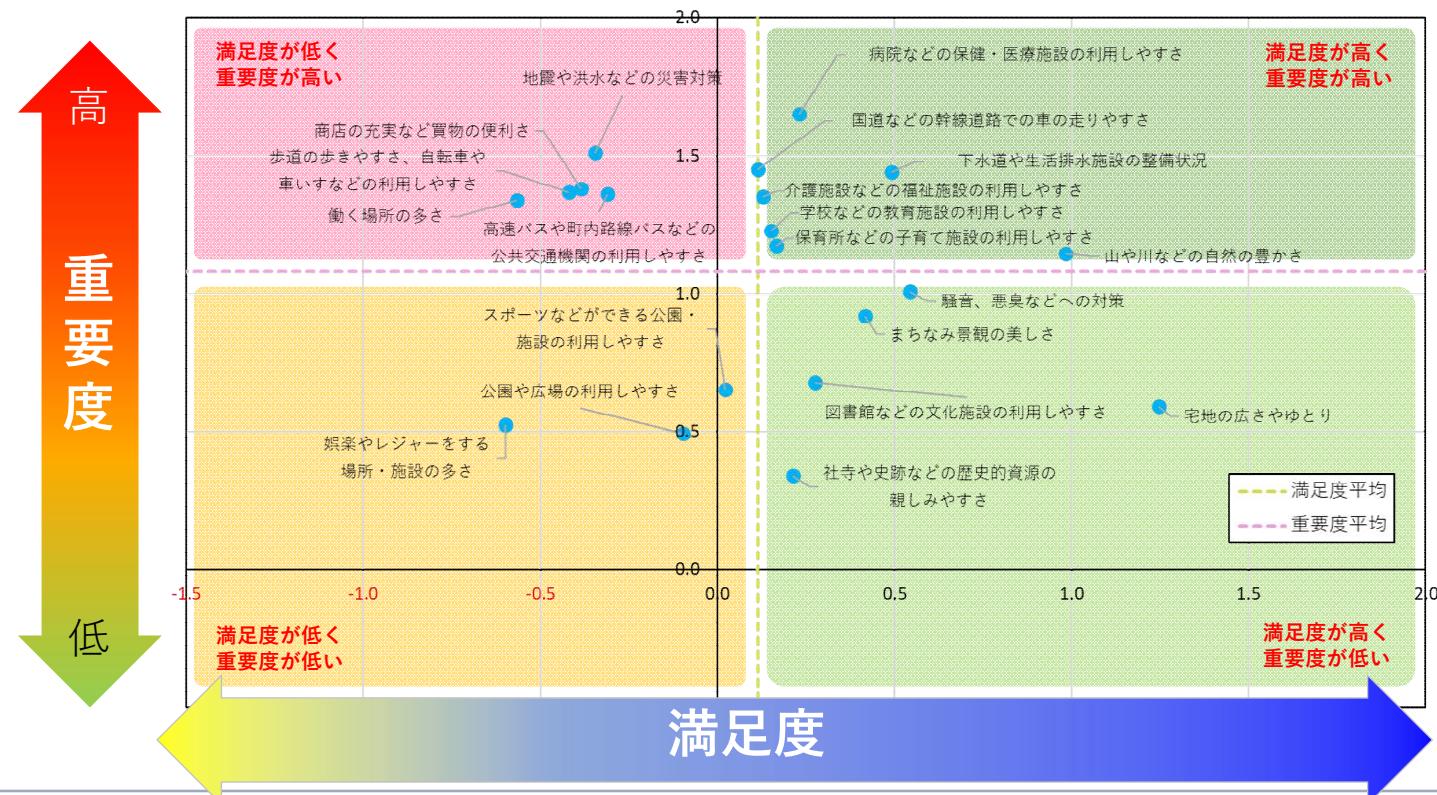
(2) 調査概要

	18歳以上アンケート	中高生アンケート
アンケート期間	2025年1月8日～2025年1月31日	2025年5月21日～2025年6月6日
対象	18歳以上（町全域）	中学3年生・高校3年生
配布数	2,000部	375部
回収数	897部 (郵送：724部、WEB回収：173部) 【回収率44.9%】	297部 (WEB回収) 【回収率79.2%】

（3）住民アンケート調査の結果

生活環境の満足度と重要度

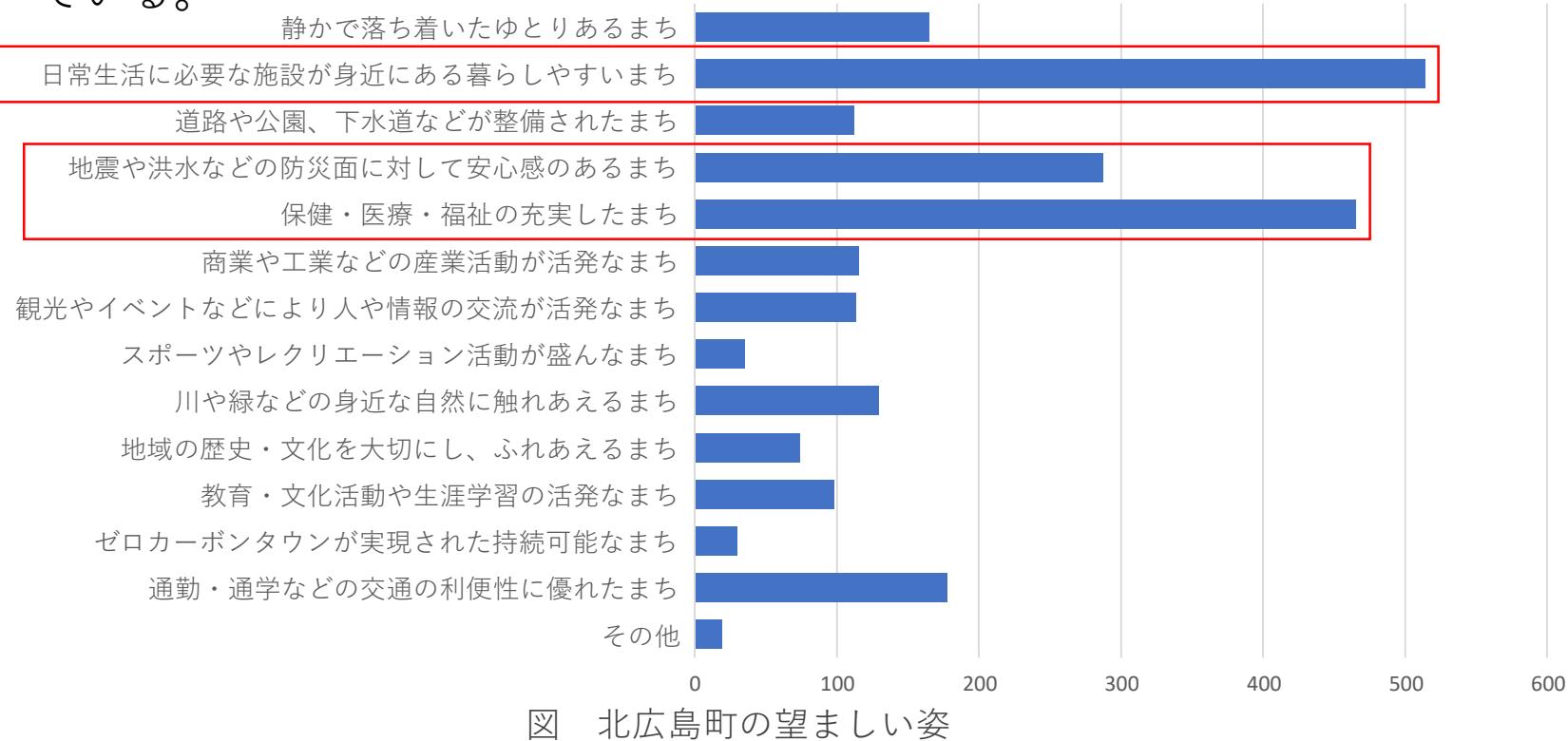
- 「働く場所の多さ」「商店の充実などの買い物の便利さ」の満足度が低く、重要度が高い。
 - 「下水道や生活排水の整備状況」「国道などの幹線道路での車の走りやすさ」は満足度、重要度ともに高い。



(3) 住民アンケート調査の結果

まちの将来像

- 北広島町の望ましい姿として「日常生活に必要な施設が身近にある暮らしやすいまち」が最多
- 次いで「保健・医療・福祉の充実」「防災面に対して安心感」も求められている。



(3) 計画の基本理念

3. 現状の課題

まちづくりの課題

住まいづくり

- 既存の住環境の維持向上や空き家対策、移住定住の促進など、良好な住まいづくり

活力づくり

- 地域の特色を活かした産業振興等による活力づくり

安心・安全づくり

- 激甚化・頻発化する自然災害に対応した安全・安心のまちづくり

移動環境づくり

- 快適・安全な道路空間の確保や高齢化を見据えた移動環境の構築など、良好な移動環境づくり

魅力づくり

- 自然環境や伝統・文化、多彩な景観など、地域資源を生かした魅力づくり

持続可能な都市経営

- 人口減少・少子高齢化に対応した持続的な都市経営

取り組み

北広島町の将来像

（3）計画の基本理念

まちづくりの基本理念

利便性の高いまちなかと地域が繋がり、
住み慣れた地域でゆったりと暮らせるまち

【趣旨】

多様な地域資源と高速道路をはじめとする交通アクセスの強みを活かし、利便性の高い役場本庁・支所周辺や周辺市町と地域の連携を深めることで、新たな交流や経済の活性化を図ります。一方で、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の基盤をしっかりと整備し、日常生活の安全性や快適さを確保します。

広域的な繋がりを強化しながら、地域の魅力を維持・向上させ、人口減少や少子高齢化、災害といった課題に対応し、持続可能で誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

(3) 計画の基本理念

まちづくりの基本目標

目標
1

誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成

秩序ある適正な土地利用の誘導、必要な都市機能の確保、安心して移動できる環境づくりなど、生活基盤施設の整備・維持により、住み慣れた地域で、誰もが便利で快適に住み続けられる生活環境の形成を目指します。

目標
2

災害に強く、安全・安心に暮らせるまちの構築

昨今、頻発・激甚化する洪水や土砂災害等の自然災害による被害を軽減し、住民の生命・財産を守るために、ハード・ソフトの両輪により、効果的・効率的に防災・減災対策を推進し、災害に強く、安全・安心に暮らせるまちの構築を目指します。

目標
3

経済活動を支えるインフラの充実

中国縦貫自動車道および中国横断自動車道広島浜田線等の優れた立地条件を活かし、ポテンシャルの高い地域への新たな産業集積を促進し、製造業や流通業等の経済活動を支えるインフラの充実を目指します。

目標
4

豊かな地域資源を保全・活用したまちづくり

緑あふれる山地や豊かな田園など、本町の豊かな地域資源を保全するとともに、魅力を活かしたまちづくりを進めることで、さらなる地域の価値を高め、交流人口の拡大に努めます。

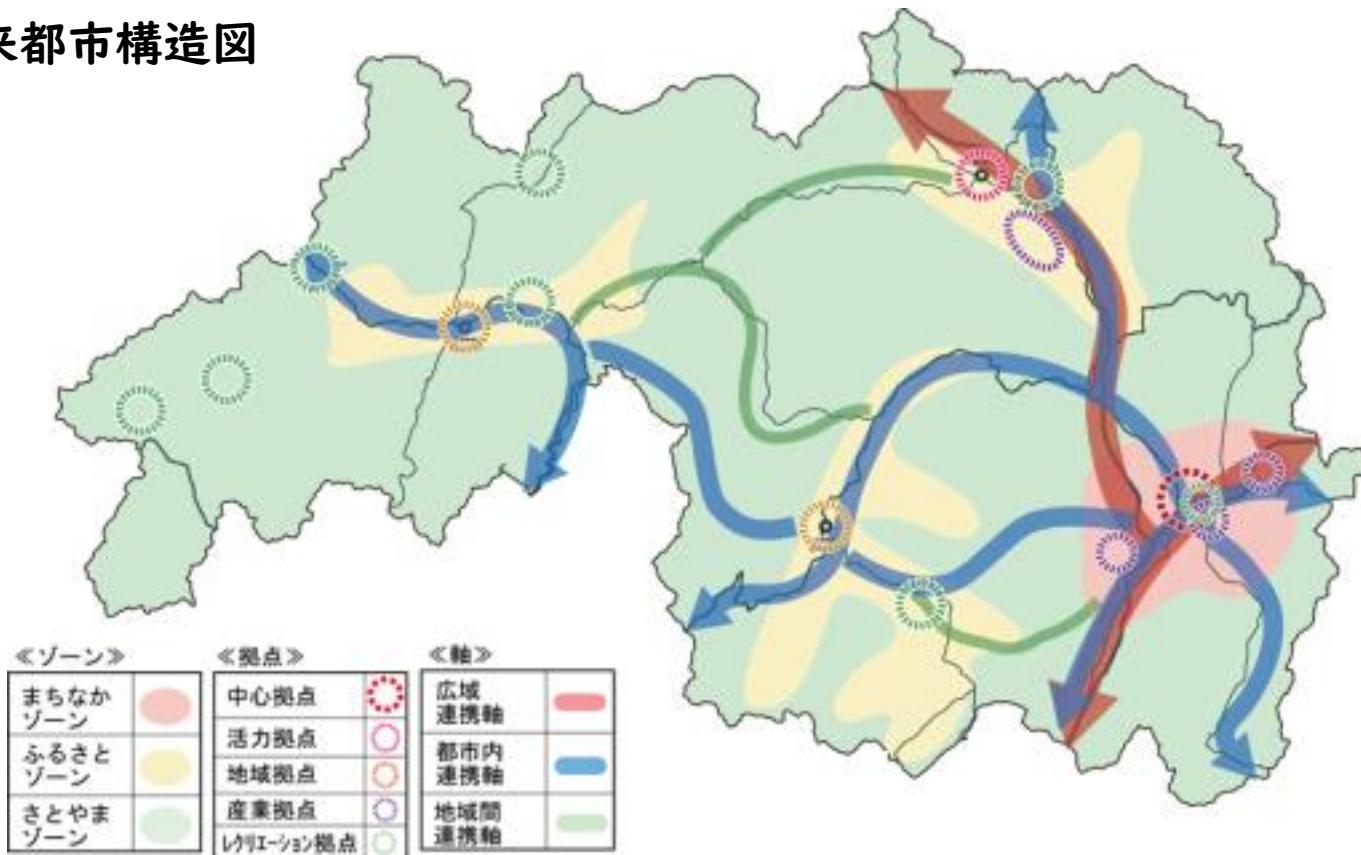
(3) 計画の基本理念

将来の都市構造

まちづくりの基本理念を踏まえ、本町の将来における都市構造として、ゾーン、拠点、軸を設定し、持続可能で誰もが暮らしやすいまちの骨格構造を設定します。

- ゾーン：拠点や軸設定の検討の前提となり、現状の地勢や土地利用が一定のまとまりをもつ空間を設定します。
- 拠点：日常生活や都市活動に必要な機能として、生活機能、産業機能、交流機能等を集積する市街地、既存集落等を設定します。
- 軸：機能的な都市構造の基盤を形成する道路からなり、広域、都市内、地域間の連携を強化する主要な動線を設定します。

将来都市構造図



(3) 計画の基本理念

ゾーン名	設定の考え方
まちなかゾーン	千代田都市計画区域を基本とし、生活サービス機能が集積し、住民の生活を支えるだけでなく、広域的な連携・交流の核となるゾーンであることから“まちなかゾーン”と設定します。
ふるさとゾーン	旧支所周辺など、これまでの地域のつながりを大切にしつつ、暮らしやすさを維持・向上を図ることから、“ふるさとゾーン”と設定します。
さとやまゾーン	農地や山林と集落が共生するエリアとして、自然と調和した暮らしや地域資源を生かした持続可能な生活を目指すエリアとして“さとやまゾーン”として設定します。

拠点名	位置づける地域	考え方
中心拠点 〔1箇所〕	北広島町役場周辺地域	病院、商業施設、公共施設など、日常生活に必要な生活サービス機能が集積する本町の中心的な役割を担うエリアとして、町役場本庁舎周辺の市街地を位置付け、さらなる生活サービス機能の集積と生活基盤の強化を図る拠点を形成します。
活力拠点 〔1箇所〕	大朝支所周辺地域	既存の生活サービス機能の集積を活かし、大朝地域周辺住民の生活環境を支えるとともに、大朝ICの交通利便性や空家等の既存ストックを生かして町外からの移住者や交流人口の拡大を促し、本町全体の活力創造を担う拠点を形成します。
地域拠点 〔2箇所〕	芸北支所周辺地域、豊平支所周辺地域	豊かな自然環境と生活が調和した芸北地域、豊平地域に暮らし続けられるよう、日常生活を支える拠点を形成します。
産業拠点 〔4箇所〕	工業・流通団地	製造業や流通業等の産業の中心的な役割を担うエリアとして、産業基盤の強化を図る拠点を形成します。
レクリエーション拠点 〔8箇所〕	将来的に多くの利用が見込まれる施設等	地域の人たちや本町を訪れる人たちが交流する中心的な役割を担うエリアとして、道の駅、大規模な公園、スキー場等を位置付け、観光業をはじめとした地域産業を活性化する拠点を形成します。

軸名	対象路線	考え方
広域連携軸	中国縦貫自動車道、中国横断自動車道広島浜田線	広域都市圏と広域的な連携を図るための軸として、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線を位置づけます。
都市内連携軸	主要幹線道路	近隣市町等への移動を可能とする連携軸として、主要幹線道路を位置付けます。
地域間連携軸	県道、町道	町内の各拠点間等の連携軸として、主要な地方道や町道等を位置付けます。

(4) 分野別のまちづくりの方針

■基本理念・基本目標を踏まえた“まちづくりの方針”

基本理念

利便性の高いまちなかと地域が繋がり、
住み慣れた地域でゆつたりと暮らせるまち

基本目標

目標 1

誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成

目標 2

災害に強く、安全・安心に暮らせるまちの構築

目標 3

経済活動を支えるインフラの充実

目標 4

豊かな地域資源を保全・活用したまちづくり

まちづくりの方針

- ✓ 土地利用の方針
- ✓ 施設整備の方針
- ✓ 環境保全・整備の方針
- ✓ 景観形成の方針
- ✓ 観光まちづくりの方針
- ✓ 都市防災の方針

（4）分野別のまちづくりの方針

1. 土地利用の方針

（1）土地利用の基本方針

本町の地域特性を踏まえ、各地域の土地利用特性に応じた立地適正化を図るとともに、自然と共生し、地域の再生をはかり、定住・交流の拡大を目指すために、以下の方針に沿った土地利用を誘導します。

1) 住まい・働き場・お店が適切に配置され、便利で暮らしやすいまちの形成

深刻な少子高齢化と人口減少を見据え、住み慣れた地域で住み続けるために、生活に必要な機能を適切に配置し、利便性の高い拠点の形成を目指します。

2) 緑豊かな山地と農地の保全

緑豊かな山地を有する地域では自然と共生したまちづくりを目指し、環境保全のための土地利用や食料生産の基盤となる農地の保全を進めます。

(4) 分野別のまちづくりの方針

(2) 土地利用の配置方針

		方針
① 市街地	<u>住宅</u>	<ul style="list-style-type: none">➤ 既存の住宅地においては、利便性の向上を目指し、道路・公園・下水道等の都市施設の整備や維持を計画的に進め、生活環境の整った住宅地の形成を図ります。➤ 特に旧幹線道路沿道の住宅地については隣接する家同士の間隔が狭くなっていることから、良好な住環境を維持・形成します。➤ また、今後新たに開発される住宅地や建て替え等の住宅については、北広島町立地適正化計画にて定める居住誘導区域内に住宅地の誘導を図るとともに、空家等対策計画に基づく既存ストックの有効活用を検討します。
	<u>工業地</u>	<ul style="list-style-type: none">➤ 既存工業団地等の工業・流通機能と企業立地環境の向上を図り、地域経済の活性化と効果的な企業誘致、雇用促進と定住促進につなげます。➤ また、工場や物流施設等の新設や移設・増設等のさらなる地域産業の発展に向けて、町内その他工業団地の活用を図るとともに、千代田工業・流通団地の2期工事実施を県へ要望するなど、工業・流通機能の強化を図ります。
	<u>商業・業務地</u>	<ul style="list-style-type: none">➤ 町役場本庁舎周辺は本町の中核を担うまちの拠点としての機能を集積するとともに、既存の商業・業務機能の更新・有効活用を図ります。➤ また、幹線道路沿道には、自動車による利便性を活かした沿道型商業・業務施設の立地を図ります。

(4) 分野別のまちづくりの方針

	方針
②集落地	<ul style="list-style-type: none">➤ 都市計画区域外の住宅地においては、持続的でゆとりある居住環境の形成を図るため、生活道路や排水施設等の適切な維持管理等により住環境の維持を図ります。また、新たに住宅等を建築する際は、拠点や既存の集落周辺への居住を促すとともに、空家等対策計画に基づく既存ストックの有効活用を検討します。➤ 各地域の拠点周辺等では、今後も利便性を確保するため、地域の実情に応じた生活サービスの受皿施設（移動販売車、訪問医療・福祉等）としての活用を検討します。また、既存のコミュニティの維持・強化に向け、地域と行政が連携して「小さな拠点」の形成を検討します。
③農地	<ul style="list-style-type: none">➤ 持続可能で魅力ある産業としての農業を促進するため、6次産業化を進め、新たな雇用の創出と人材の獲得につながる生産基盤を確立します。➤ また、農地は食料生産の他に保水や緑地空間といった機能を有していることから、周辺の自然環境との調和を図りつつ、無秩序な土地利用を抑制し、保全に努めます。
④山地・森林	<ul style="list-style-type: none">➤ 本町の面積の8割を占める山地・森林については、水源涵養機能やCO2の吸収、生物多様性、レクリエーション等において重要な機能を有していることから、積極的な保全や適正管理を進めるとともに、無秩序な土地利用を抑制し、保全に努めます。

（4）分野別のまちづくりの方針

（3）土地利用の都市計画の見直し・検討の方針

今後、社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等を踏まえ、上位計画である広島圏域都市計画マスターplanや北広島町長期総合計画との整合を図りつつ、都市計画の方針等の柔軟な見直し・検討を行うなど、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を目指します。

	方針
①用途地域	➤ 社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等により、都市の環境保全や利便増進が必要となる地域は、地域の実情に応じた合理的かつ計画的な土地利用を図るため、必要に応じて用途地域の見直しや指定、指定解除等を検討します。
②地区計画等	➤ 一体感を高める必要性のある地域は、商業・流通業務地や住宅地等のそれぞれの用途にあったきめ細やかなまちづくりを誘導するため、必要に応じて地区計画制度の活用等による秩序ある土地利用の誘導や建築物の適正な用途・形態の誘導について検討します。

（4）分野別のまちづくりの方針

2. 施設整備の方針

（1）施設整備の基本方針

本町の現状や社会情勢に対応しつつ、美しい大自然と田園風景の中にあって利便性が高く快適な生活環境を形成するため、以下の方針に沿った取組を進めます。

1) 交通ネットワークの強化

本町の各地域や周辺市町等を結ぶ道路網と、持続可能な公共交通網の整備を進め、効率的な交通ネットワークの強化に努めます。

2) 都市施設の効率的な整備

現状と将来を見据え、既存施設の維持・活用や必要に応じた再整備を進めて、利便性の高い快適なくらしを支える都市基盤の構築に努めます。

(4) 分野別のまちづくりの方針

(2) 施設整備の方針

		方針
①交通施設		<p>➤ 高度な交通結節機能を持つ道の駅「舞ロードIC千代田」を交通網の中心拠点として、周辺市町や本町各地域とのネットワークの強化を進めて利便性の維持向上を図ります。</p>
②道路網	<u>主要幹線道路</u>	<p>➤ 千代田地域に整備されている中国縦貫自動車道「千代田IC」、大朝地域に整備されている中国横断自動車道広島浜田線「大朝IC」、芸北地域や豊平地域から最も近い中国縦貫自動車道のICである「戸河内IC」や「広島北IC」は、都市間連携を促す主要な結節点となります。これらの結節点へのアクセス道路となる主要幹線道路については、生活の利便性の向上だけでなく、工業・流通機能の強化や農業の6次産業化、観光業の活性化など、各産業の活性化に寄与するため、適切な維持管理を図ります。</p>
	<u>地域幹線道路</u>	<p>➤ 本町の各地域及び主要な施設を結ぶ路線については、地域幹線道路として位置づけ、走行性・安全性が確保されるよう維持・改良を図ります。</p> <p>➤ また、長期未着手となっている都市計画道路については、将来の交通需要に応じた施設となるよう、廃止・縮小も視野に入れながら計画の見直しを行います。</p>
	<u>生活道路・区画街路</u>	<p>➤ 住宅地等の周辺の生活道路や区画街路については、歩道が未整備の道路が多いことから、歩行者空間を確保するとともに、通過交通(通り抜け)の抑制や歩行者の通行区分の明示、安全走行の啓発等により安全性向上を図ります。</p> <p>➤ また、冬期間の安全な交通確保のため除雪体制等の整備に努めます。</p>

(4) 分野別のまちづくりの方針

	方針
③地域公共交通	<ul style="list-style-type: none">➤ 人口減少や少子高齢化、自動車を利用する人の増加によって、地域公共交通の利用者は減少する中で、地域公共交通は将来のまちづくりに必要な基盤であるため、「北広島町地域公共交通計画」において定める、「安心・安全に移動でき 住民ニーズの多様化に対応できる 持続可能な公共交通～町内公共交通を維持することで住んでよかったと思える町に～」の実現に向けて取り組みます。➤ 児童・生徒や高齢者、自家用車を運転できない人にとって、公共交通は日常生活で移動をするために必要不可欠なものです。高齢者ドライバーの免許返納が進めば、より一層地域公共交通を維持することは重要になるため、本町における住民の日常生活を支える交通手段を、路線バス・ホープタクシー等の運行により確保します。➤ あわせて、地域公共交通MaaSやゼロカーボンタウンに向けた取組など、持続可能な公共交通の構築を進めます。また、公共交通の利用を促進するため、利用しやすいバス情報の提供やバス停留所標識の整備・維持管理、キャッシュレス化の推進等の環境整備に努めます。
④公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">➤ 都市計画公園「千代田運動公園」や各地域の運動公園は、住民の健康・レクリエーション空間として利用されているとともに、住民以外の方も利用される交流等の場となっていることから、利用者ニーズを踏まえた施設となるよう、適切に維持管理や有効活用を図ります。➤ また、薬師公園等の住民の身近な公園については、子どもから高齢者までの憩いの場となるよう、引き続き、維持管理や有効活用を図ります。➤ 地域住民等と連携し、河川を親水空間として整備を進めるとともに、回遊性向上に向けて駐車場の配置や規模等について検討します。

(4) 分野別のまちづくりの方針

		方針
⑤生活関連施設	<u>上水道</u>	➤ 良質な水道水の安定的な供給体制を確立するため、土師広域浄水場を中心とした効率的な上水道施設の整備を進めるとともに、老朽化する施設の適正な維持管理や人口減少が著しい地域の水道システムの再構築を検討します。
	<u>下水道</u>	➤ 下水道は生活環境の改善に必要不可欠な施設であるため、市街地については公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道の処理区に隣接する千代田地域農業集落排水3処理区については、公共下水道への統合を検討します。その他の公共下水道によらない地域については、農業集落排水事業の維持や合併処理浄化槽の整備・保全に努めます。
	<u>ゴミ 焼却 施設</u>	➤ 本町と安芸高田市で構成される芸北広域環境施設組合が管理しているごみ焼却施設「芸北広域きれいセンター」が千代田地域に整備されており、本町と安芸高田市からのごみが搬入されています。施設は平成7年に整備されてから約30年経過となるため、5Rの取組を推進し、ごみの減量に努めるとともに、施設の継続的な維持管理や広域的な連携を見据えた今後の方針を検討します。
	<u>し尿処理施設</u>	➤ 本町全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥を処理する「緑清苑」は老朽化が進行しているため、下水道へし尿等を投入する施設の設置を検討します。

(4) 分野別のまちづくりの方針

		方針
⑤生活関連施設	<u>教育文化施設</u>	<ul style="list-style-type: none">➤ 各施設は、北広島町公共施設等総合管理計画等の関連計画と連携し、適切な維持管理や更新を行い、合理化を図ります。また、統廃合等により廃校となった学校の跡地の有効活用を検討します。➤ 特に学校等の教育施設は、適宜改修事業等を進めているものの、老朽化や劣化が年々進行しているため、老朽化した施設の更新や劣化した施設への早期対応など、児童生徒が安全・快適に過ごせる場所となるよう整備を実施します。➤ また、文化施設についても、地域の実態に合わせて整備等は行っているが、多くの施設が老朽化や劣化が進行していることから、引き続き、継続的な維持管理や更新、再整備を検討します。
	<u>医療施設・社会福祉施設</u>	<ul style="list-style-type: none">➤ 医療施設へのネットワーク強化や、緊急医療体制、小児医療体制等の充実を図り、安心して医療・福祉サービスを受けられる環境整備を進めます。
	<u>火葬場</u>	<ul style="list-style-type: none">➤ 本町に整備されている3つの火葬場は、施設の老朽化が深刻化していることから「北広島町火葬場整備基本計画」に基づき、一ヵ所に集約します。今後、適切な維持管理を進めるとともに、将来的に大規模更新や老朽化等による施設の建替が必要となる時期において、新たな火葬場の設置を検討します。

（4）分野別のまちづくりの方針

3. 環境保全・整備の方針

（1）環境保全・整備の基本方針

本町は約8割を森林が占める自然豊かな町であり、自然と一体となったまちづくりを目指し、森林や河川など、自然環境の保全・活用に向けて、以下の方針に沿った取組を進めます。

1) 本町の貴重な財産としての自然環境の保全と活用

農地・森林・河川の保全・育成に加えて、生活空間における緑づくりを促進するとともに、防災機能や景観の保全等の自然が持つ多様な機能を認識し、自然環境の保全と活用に努めます。

2) 環境にやさしいまちづくりの推進

豊かな自然を将来にわたって継承するため、クリーンエネルギーの活用を推進し、ゼロカーボンタウンや循環型社会を実現します。

(4) 分野別のまちづくりの方針

(2) 環境保全・整備の方針

	方針
①ゼロカーボンタウンの実現	➤ 豊かな自然を将来にわたって継承することができる持続可能な地域環境づくりに向けて、省エネルギー社会の推進や小さなエネルギー生産工場の整備、二酸化炭素を吸収する森林の適正管理等によりゼロカーボンタウンに向けて取組を進めていきます。
②自然環境の保全と活用	➤ 西中国山地国定公園や大朝のテングシデ群落、八幡湿原等の大自然、地域が育んできた森林、清流、里山、田畠等の豊かな自然環境は、本町の大きな魅力となっています。これらの豊かな自然をまちづくりの貴重な財産とし、積極的な保全と観光資源等としての活用を図ります。
③農地・森林の保全と活用	➤ 農地については、農作物の生産基盤であり、住民のみならず、県民や国民にとって大切な食糧供給源となっていることから、農業政策との連携により積極的に保全を図ります。 ➤ 森林については、木材の生産のみならず、水源の涵養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収、生物多様性の保持など、様々な公益機能を有していることから、適切な森林施策を推進し、保全に努めます。
④河川空間の整備と保全	➤ 本町は中国地方を代表する江の川水系と太田川水系の2つの源流域であり、江の川水系には8河川、太田川水系には15河川が合流しています。狭窄部や護岸の整備が進んでいない区間では、河川改修を行い、治水安全度の向上や家屋浸水被害の防止又は軽減を図ります。整備・改修にあたっては、環境に配慮した工法の採用に努めます。 ➤ また、本町の河川の水質浄化や環境美化に努めるとともに、川魚や貴重な水辺の生物の生態系の維持、住民の交流・憩いの場として水辺空間の活用を図ります。

（4）分野別のまちづくりの方針

4. 景観形成の方針

（1）景観形成の基本方針

本町は豊かな自然に恵まれ、田園文化の息づいた歴史ある町です。森林や農地等の美しい自然風景の保全と、暮らしの場と自然が調和したまちづくりを目指し、以下の方針に沿った取組を進めます。

1) 本町の個性があふれる景観づくり

西中国山地国定公園の雄大な山々と美しい河川や歴史的遺産、伝統文化等の地域の魅力を守り、活用することで、本町の個性があふれる景観づくりを進めます。

2) 協働による景観の保護と継承

景観づくりや景観保全活動、伝統文化の継承活動等への住民の参加を促進し、協働による景観の保護と継承に努めます。

(4) 分野別のまちづくりの方針

(2) 景観の保全と活用の方針

	方針
①自然景観の形成・保全	➤ 西中国山地国定公園の山々や河川、田園風景など、本町を形成する豊かな自然景観を後世に引き継ぐため、適正な維持管理を推進します。また、龍頭山や壬生城跡等の眺望点からの眺望を保全するとともに、これらの眺望点の保全・活用を図ります。
②市街地・集落地景観の形成・保全	➤ 市街地や集落地においては、周辺の自然や緑と調和のとれた美しい田園集落景観の維持と創出に努めます。 ➤ また、主要な道路沿道においては、適正な屋外広告物や建築物等の誘導を図り、地域の風景とまとまりのある良好な沿道景観の形成に努めます。
③文化的景観の維持・創出	➤ 人々の暮らしが息づく田園風景や万徳院、戦国の庭歴史館等の歴史資源、ユネスコ無形文化遺産である「壬生の花田植」や神楽に代表される伝統文化、雲月山での山焼き、季節の祭り等の行事は、生活や生業、風土に根差した地域固有の重要な景観要素であることから、地域住民の景観保全活動や伝統文化の継承活動を促進し、協働による文化的景観の保護と継承に努めます。
④良好な景観を活かす基盤づくり	➤ 本町の多彩な景観の活用、保全のための制度活用やルールづくりにより、それぞれの地域にふさわしい建築物や施設等の誘導や美しい自然の適切な保全を図ります。 ➤ また、景観資源を有効に活用するため、周辺景観に配慮した誘導サインの整備等を推進します。

（4）分野別のまちづくりの方針

5. 観光まちづくりの方針

（1）観光まちづくりの基本方針

西中国山地国定公園の大自然や美しい清流、のどかな田園風景等の自然環境、ユネスコ無形文化遺産である「壬生の花田植」や神楽等の伝統文化や体験施設、レジャー施設など、本町は多様な観光資源に恵まれており、高速道路の結節点であるという交通面での利点も有しています。地域の活性化につながる持続可能な観光まちづくりを推進するため、以下の方針に沿った取組を進めます。

1) 観光まちづくりの推進

地域が主体となり、地域の多様な資源を活かした交流を行い、活力あるまちを実現させるための「観光まちづくり」を推進し、多様な主体の活動を支援する基盤の整備に努めます。

2) 道の駅を中心とした連携の強化

本町の有する2つの道の駅を中心として、各観光施設や産業との連携を強化し、本町への周遊促進及び魅力向上に努めます。

(4) 分野別のまちづくりの方針

(2) 観光まちづくりの方針

	方針
①観光まちづくりを支える基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">➤ 四季折々の多様な地域資源を活用し、体験活動、修学旅行及び外国人の農山村体験活動の受け入れを行い交流人口の拡大を進めるため、「第3次北広島町観光振興まちづくり計画」に基づき、受け入れ体制を整備とともに、体験施設や各種団体等の多様な参画による、受け入れを支える基盤の整備に努めます。➤ また、本町が有する様々な観光資源を町内外に広く情報発信し、交流人口等の拡大を図ります。
②観光のまちとしての連携の強化	<ul style="list-style-type: none">➤ 本町には「舞ロードＩＣ千代田」と「豊平どんぐり村」の2つの道の駅や自然体験、資料館・スポーツ施設等の観光施設が点在しており、各観光施設との連携を強化するため、周遊ネットワークの構築を推進します。また、広域交流の拡大に向けて、本町のサイクルコースを積極的に活用するとともに、継続的に維持・強化を図ります。➤ さらに、周辺市町との連携による広域的な周遊ネットワークを構築し、地域全体の魅力を創出します。何度も訪れたくなる観光地として、本町の魅力と集客力の向上に努め、地域の活性化につなげます。
③スキー場の有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none">➤ 本町には3か所のスキー場があり冬季には多くの利用客が訪れていますが、客数は減少傾向にあるため、各スキー場と連携して誘客の促進に努めます。グリーンシーズンの活用についても、各スキー場の取組を踏まえ、誘客に向けた情報発信等の支援を進めます。

（4）分野別のまちづくりの方針

6. 都市防災の方針

（1）都市防災の基本方針

豊かな山々と河川は本町の大きな魅力ですが、令和3年8月には西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、本町においても8月12日～15日の累加雨量は512mmを記録しました。この大雨による河川の増水により、床上浸水や床下浸水、土石流等による被害が発生しました。また、少子高齢化や過疎化に伴い、防災体制の脆弱化が懸念されていることから、災害に強いまちづくりを目指し、以下の方針に沿った取組を展開します。

1) 流域全体での災害防止対策の推進

近年、頻発・激甚化する自然災害の状況を踏まえ、総合的な土砂災害対策及び治水対策等に加え、自然環境が有する多面的な機能を活かしながら、災害を未然に防ぐための施策を図ります。

2) 減災への取組の推進

災害発生時の被害を低減する「減災」への取組や防災体制の強化等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(4) 分野別のまちづくりの方針

(2) 都市防災の方針

	方針
①災害発生の防止	➤ 流域全体で河川の氾濫を防ぐため、江の川流域水害対策計画等に基づき、堤防整備や河道掘削等の治水対策、森林や農地の保全による保水機能の維持に努めます。また、本町に土砂災害危険箇所が700か所以上存在していることから、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を促進します。
②減災に向けての取組の推進	➤ 避難場所の適正配置や耐震化、道路の拡幅や効率的な道路ネットワークの整備による代替路線の確保、公園等の防災機能の強化など、災害発生時の被害を低減するための取組により、災害に強いまちづくりを進めます。 ➤ また、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制策の検討などソフト対策に取り組みます。
③防災体制の確立と強化	➤ 庁内組織だけでなく、住民や消防団、自主防災会等の各組織の連携強化を図るため、消防救急デジタル無線整備やSNS等を幅広く活用した情報伝達・共有体制の充実を推進します。また、町内会の研修会等の場を活用して、家族におけるマイ・タイムライン及び地域におけるコミュニティ・タイムラインの意義や作成方法等について普及させ定着を図ります。 ➤ 高齢化や過疎化等の状況の変化にも対応できる避難体制の構築など、総合的な防災体制の強化に努めます。

(5) 地域別構想

「分野別のみちづくりの方針」の実現に向けて、地域ごとのまちづくりを検討するため、本マスタープランでは、地域としてのまとまりを考慮し、旧町域である芸北地域、大朝地域、千代田地域、豊平地域の4つの地域に区分します。



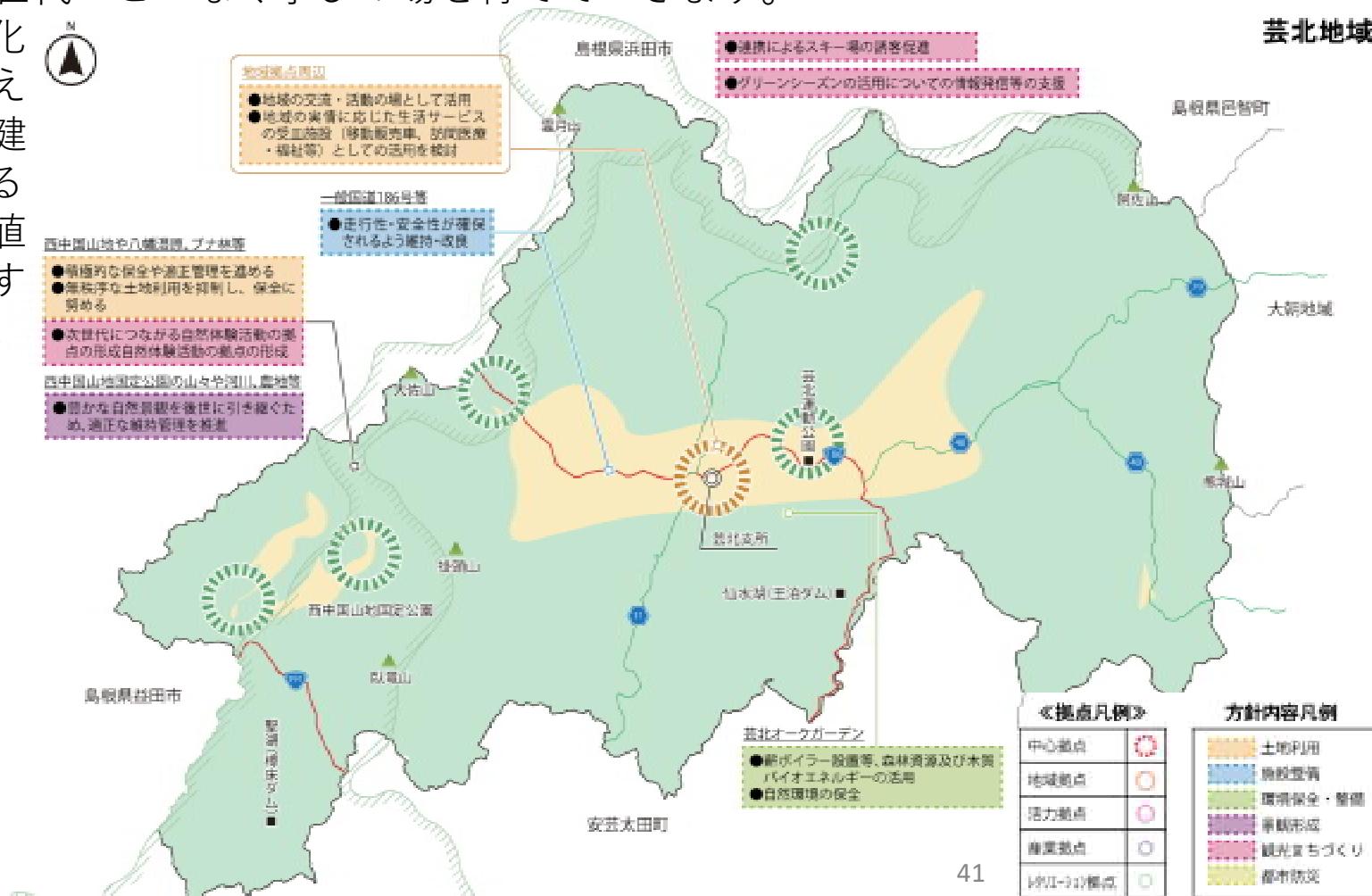
（5） 地域別構想

芸北地域のまちづくりの目指す姿

～自然の恵みを活かし、学び合いながら安心して暮らせるまち～

豊かな自然環境と四季の移ろいを感じる暮らしの中で、農と林の営みを活かし、地域に根ざした知恵と工夫を次世代へとつなぐ学びの場を育てていきます。

誰もが自然や地域文化から学び、互いに教え合い人の輪を広げ、健康で安心して暮らせるをつくり、新たな価値と学びの魅力を発信する地域を目指します。



（5） 地域別構想

大朝地域のまちづくりの目指す姿

～源流の恵みと「和（わさ）」の輪で育てる、魅力と活力あふれるまち～

源流域としての豊かな自然環境を大切に守りながら、その恵みを活かした持続可能な地域をつくります。

大朝の伝統的な「和（わさ）」の精神を基盤に、地域内外の様々な人が大朝の魅力に触れ、「輪」が広がることで、さらに魅力と活力あふれる地域を目指します。



42

方針內容凡例

中心拠点	
地域拠点	
活力拠点	
産業拠点	
リエーション拠点	

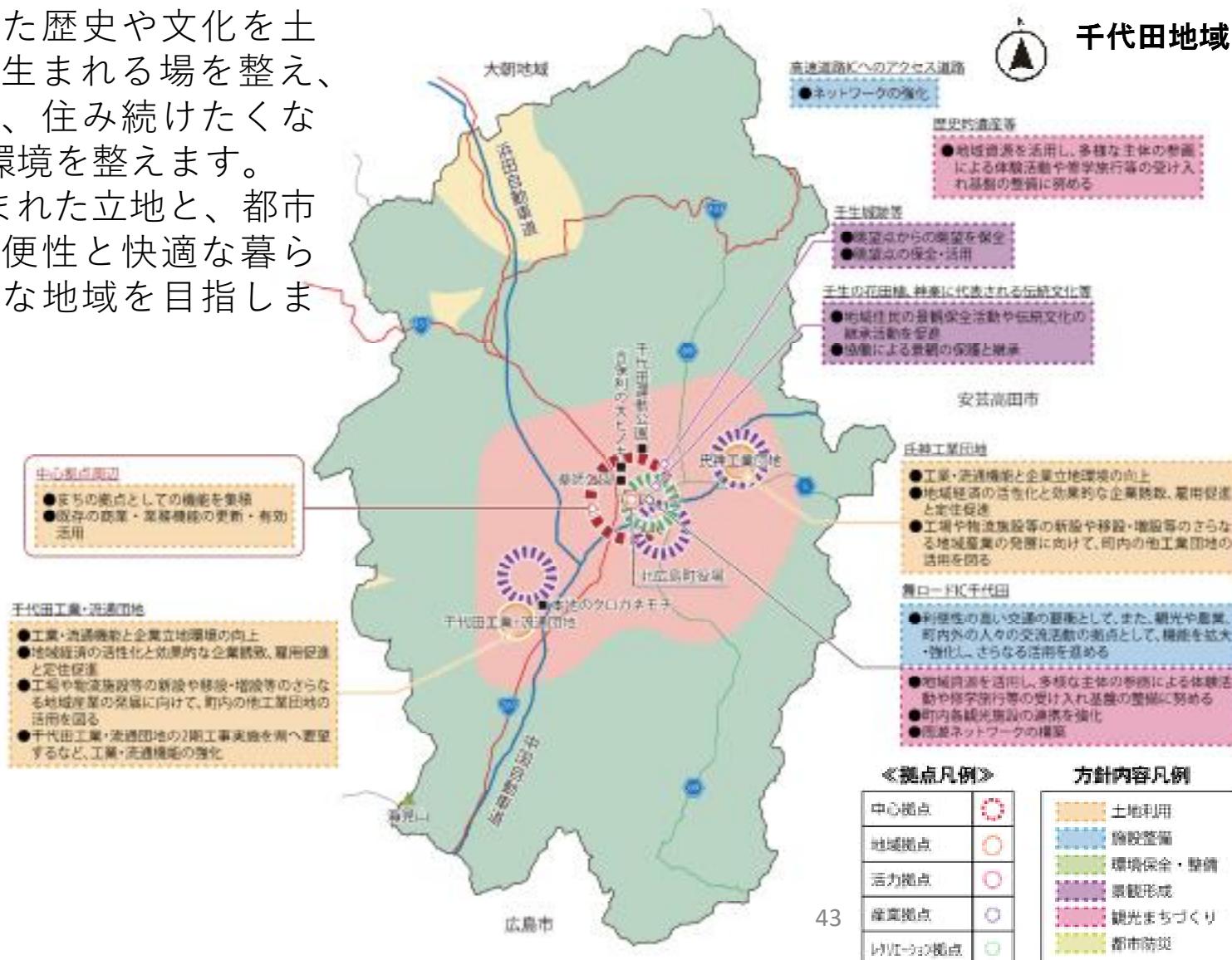
-  土地利用
-  施設整備
-  環境保全・整備
-  景観形成
-  観光まちづくり
-  都市防災

（5）地域別構想

千代田地域のまちづくりの目指す姿 ～利便性と交流で町を牽引する、中心拠点のまち～

地域に受け継がれてきた歴史や文化を土台に、人が集い、交流が生まれる場を整え、訪れてみたくなる魅力と、住み続けたくなる心地よさを兼ね備えた環境を整えます。

広域へのアクセスに恵まれた立地と、都市機能の集約を活かし、利便性と快適な暮らしが両立するコンパクトな地域を目指します。



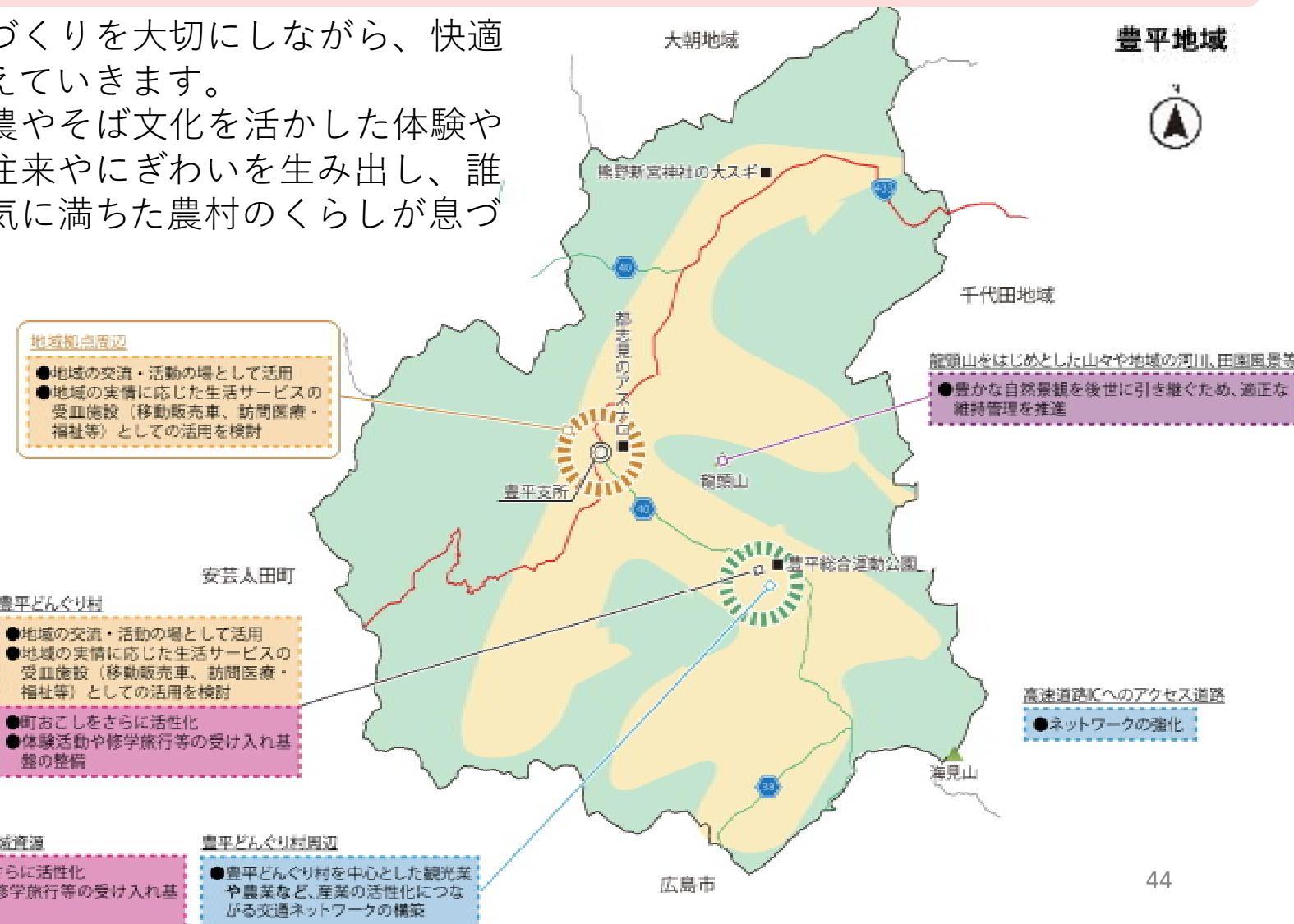
（5） 地域別構想

豊平地域のまちづくりの目指す姿

～農の恵みをいかし、暮らしと交流が調和したまち～

農業を支える基盤づくりを大切にしながら、快適に暮らせる環境を整えていきます。

地域の特色である農やそば文化を活かした体験や交流を通じて、人の往来やにぎわいを生み出し、誰もが住みやすく、活気に満ちた農村のくらしが息づく地域を目指します。



(5) 地域別構想

「地域別構想」で示す各地域のまちづくりは、それぞれが地域特性を活かしながら、町全体の将来像を定める「全体構想」の実現に寄与するものです。各地域のまちづくりの目指す姿が、全体構想の4つの基本目標とどのように結びつくかを以下に示します。

地域別構想 各地域の目指す姿	全体構想の基本目標			
	目標1 誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成	目標2 災害に強く、安全・安心に暮らせるまちの構築	目標3 経済活動を支えるインフラの充実	目標4 豊かな地域資源を保全・活用したまちづくり
芸北地域 自然の恵みを活かし、学び合いながら安心して暮らせるまち	●	●	●	◎
大朝地域 源流の恵みと「和」の輪で育てる、魅力と活力あふれるまち	●	●	●	◎
千代田地域 利便性と交流で町を牽引する、中心拠点のまち	◎	●	◎	●
豊平地域 農の恵みをいかし、暮らしと交流が調和したまち	●	●	●	◎

(凡例) ◎: 特に強い関連 ●: 関連

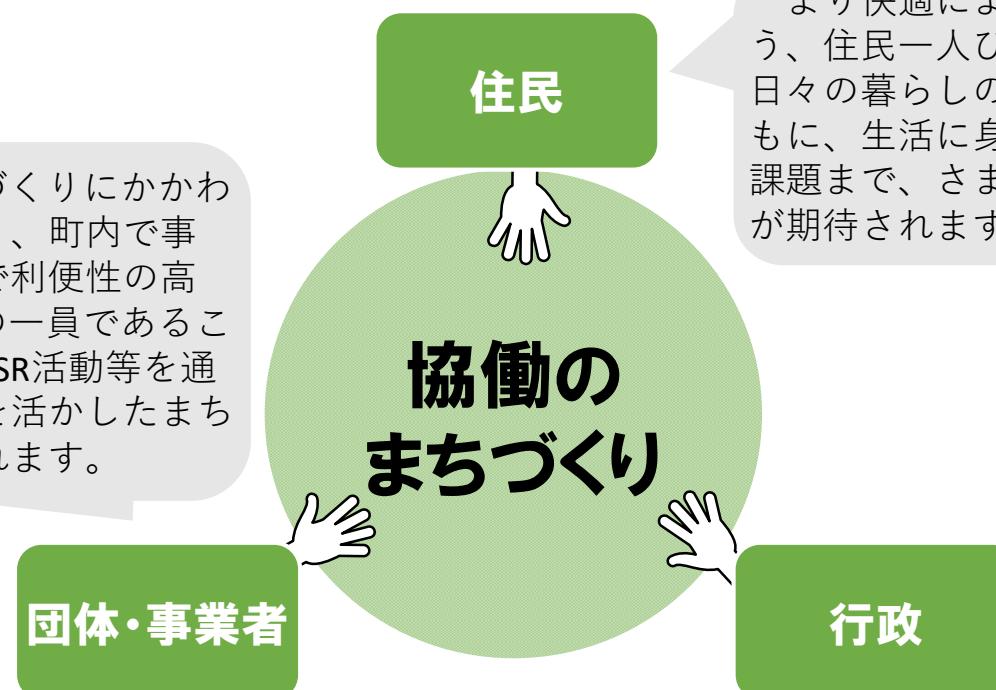
このように、各地域がそれぞれの特色あるまちづくりを推進することが、分野別のまちづくり方針の実現につながり、ひいては北広島町全体の基本理念である「利便性の高いまちなかと地域が繋がり、住み慣れた地域でゆったりと暮らせるまち」の実現に繋がっていきます。

(6) 都市計画マスターplanの実現に向けて

1. 協働による都市づくりの推進

本計画が掲げるまちづくりの基本理念の実現のためには、**住民、団体・事業者、行政が目指すべきまちの将来像や課題を共有し、適切な役割分担と相互の協力・連携によるまちづくりを進めることが重要です。**

交通や不動産等のまちづくりにかかわる団体・事業者はもとより、町内で事業を行う企業は、魅力的で利便性の高いまちづくりを担う地域の一員であることを認識し、事業活動やCSR活動等を通じ、民間活力やノウハウを活かしたまちづくりへの貢献が期待されます。



より快適により安全に暮らすことができるよう、住民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、日々の暮らしのなかで生活環境を維持するとともに、生活に身近な課題から地域全体に関わる課題まで、さまざまなまちづくりに主体的参画が期待されます。

本計画の理念、将来都市構造及び分野別のまちづくりの方針等をコンパクトにまとめた概要版を作成し、まちづくりに関する関連団体をはじめ、地域コミュニティや住民活動団体等に周知し、理解の徹底を図ります。

様々な主体による評価を通じて改善を重ねていく段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）が必要であることから、都市計画法に基づく公聴会・説明会をはじめ、様々な参画機会を確保します。

(6) 都市計画マスタープランの実現に向けて

2. 都市計画マスタープランの評価と見直し

これまで、本町のまちづくりにおいては、計画期間中の点検・評価及び見直しが十分ではありませんでした。より良いまちづくりのために、計画（Plan）を、計画の実行（Do）に移し、その結果や成果を点検・評価し（Check）、計画を見直し（Action）、次の計画（Plan）へつなげていく、計画の進行管理の仕組みをつくり、着実な遂行につなげていきます。

